

令和元年6月25日
領家まちづくりの会
都市整備局地域まちづくり課
泉区 区政推進課

「領家まちづくりの会」と「領家地区まちづくり指針」が 地域まちづくり組織及びルールとして認定を受けました！

泉区^{りょうけ}領家地区は、相模鉄道いずみ野線「弥生台駅」から南東に約2.3kmに広がる丘陵地です。
このたび、横浜市地域まちづくり推進委員会での審議を経て、「領家まちづくりの会」が横浜市地域まちづくり推進条例に基づく地域まちづくり組織、「領家地区まちづくり指針」が地域まちづくりルールとして市長の認定を受けました。今後も引き続き、美しく落ち着いたまちなみと良好な住環境を守り、住み続けたいまち・住みたくなるまちづくりを進めていきます。

1 経緯

当地区は、昭和62年に建築協定が締結されましたが、地区内の高齢化や若年層の減少等に伴い、建築協定を運営していくことが大変難しくなってきました。そこで、今後のまちづくりに関する検討を平成24年から開始しました。その結果、建築協定で定めていた項目については基本的には地区計画で定め、地区計画で定められない項目については、地域まちづくりルールで補完することになりました。

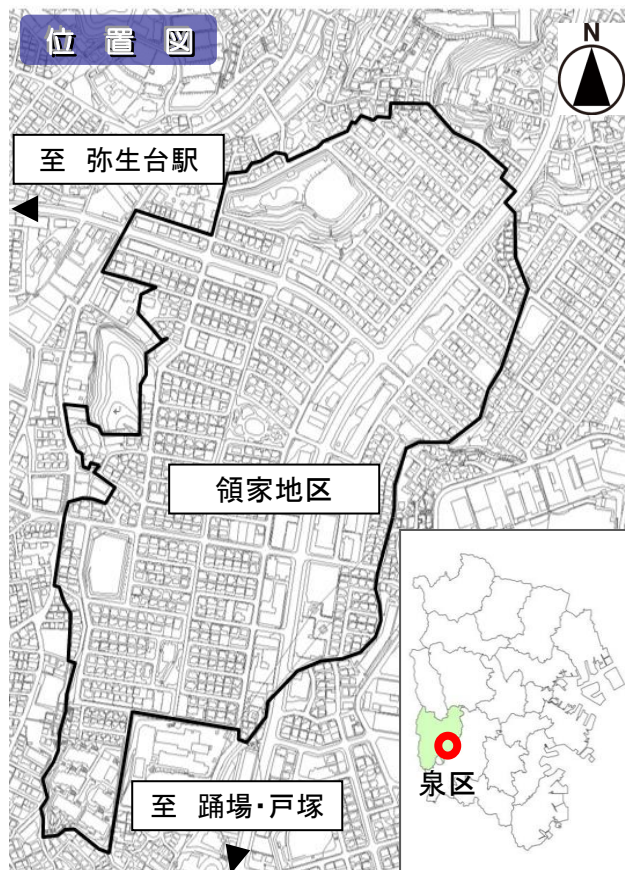
2 組織及びルールの目的

■領家まちづくりの会

当地区の良好な住環境を維持増進するために制定した「領家地区まちづくり指針」の適切な運用を通じて、地域まちづくりを推進します。

■領家地区まちづくり指針

まちびらき当初からのまちなみと良好な住環境を守り、住み続けたいまち・住みたくなるまちとして次世代に継承します。居住者のライフスタイルや社会情勢の変化に応えつつ、建築行為等の適正な誘導を図り、良好な住環境を高度に維持・増進します。



領家地区の街並み

(裏面あり)

3 建築協定から地区計画、地域まちづくりルールへの移行について

建築協定で定めていた項目については、基本的には地区計画で定めるとともに、その他の項目については、地域まちづくりルールで補完しています。

(旧)

(新)

建築協定で定めていた主な項目

- ・ 建築物の用途
- ・ 建築物の形態
- ・ 建築物の敷地
- ・ 建築物の位置
- ・ その他

等



地区計画で定めた主な項目 (平成 30 年 9 月都市計画決定)

- ・ 建築物の用途の制限
- ・ 建築物の敷地面積の最低限度
- ・ 壁面位置の制限
- ・ 建築物の高さの最高限度 (一部地域)
- ・ 垣又は柵の構造の制限

等

(新) 地域まちづくりルールで定めた主な項目※

建築物等についての指針

- ・ 美しく安全なまちづくり
- ・ 建築物の高さ
- ・ 建築物や工作物の色彩
- ・ 塀又は柵等の構造と管理

等

生活環境等についての指針

- ・ 設備類、照明、建築物の敷地内及び周辺空間の管理
- ・ 駐車場の設置及び管理
- ・ 空き家及び空き地の管理
- ・ 公園及びその他公共空間の管理

等

※詳細については、領家まちづくりの会ホームページをご参照ください。

(<https://sites.google.com/view/ryoke-machi/>)

4 地域のまちづくりの歩み

平成 25 年～ 平成 30 年	地区計画及びまちづくりルール案の検討
平成 30 年 9 月	泉領家地区地区計画 都市計画決定
平成 31 年 4 月	領家自治会総会にて領家まちづくりの会発足及びルール案について承認
令和元年 6 月	地域まちづくり推進委員会にて領家まちづくりの会及び領家地区まちづくり指針の審議を経て、市長による認定

5. 領家地区まちづくり指針の全体版について

都市整備局地域まちづくり課のホームページで公開しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/suishin/chikimachizukuri/ru-ninteibo.html>



遊歩道



領家地区の街並み

お問い合わせ先

[領家まちづくりの会及び領家地区まちづくり指針について]

領家まちづくりの会会長 能任 勝 TEL : 045-814-4280

[横浜市地域まちづくり推進条例について]

都市整備局地域まちづくり課担当課長 甲斐 泰夫 TEL : 045-671-2665

[泉区のまちづくりについて]

泉区区政推進課長 長井 真 TEL : 045-800-2330